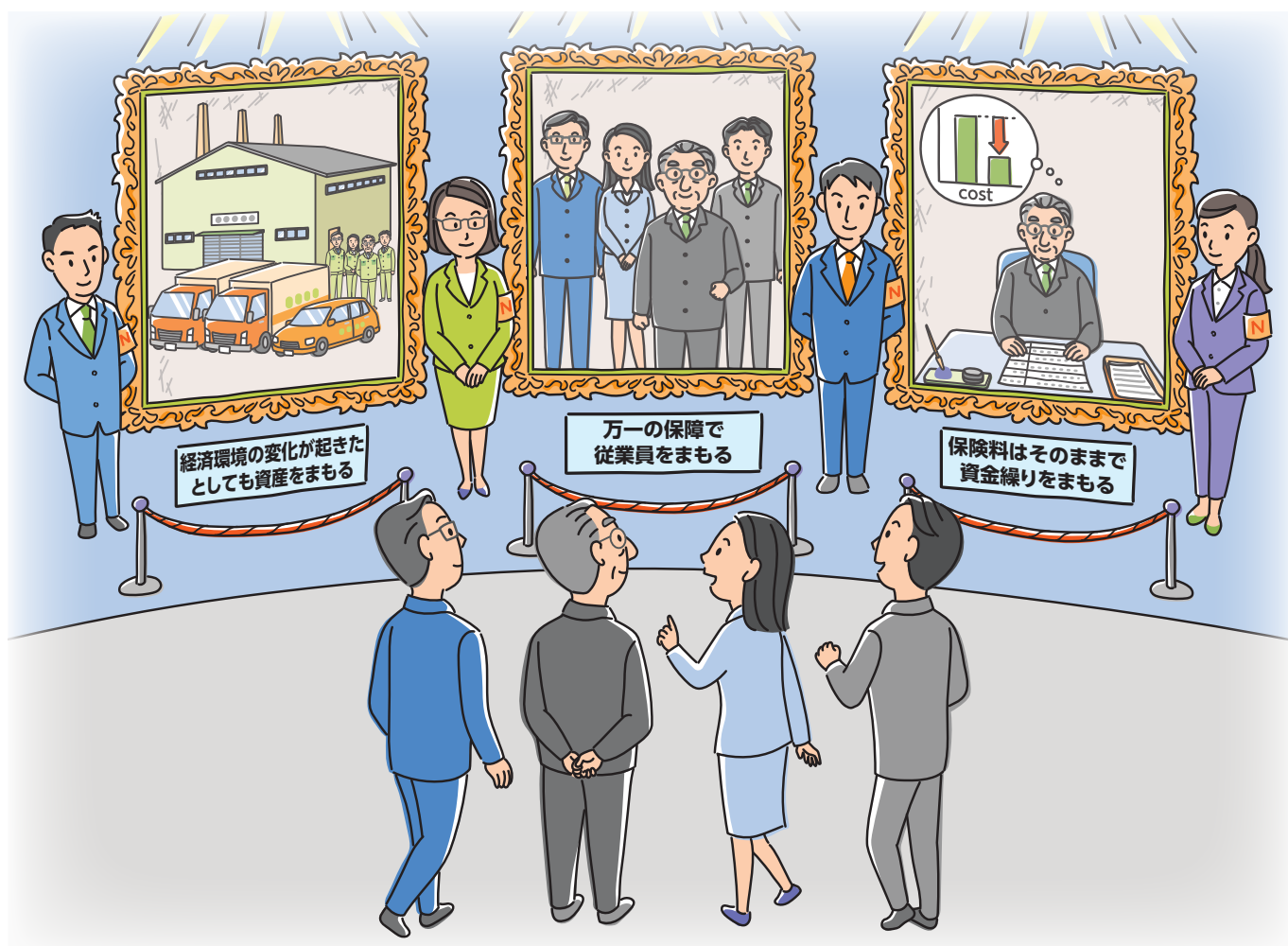


変額定期

変額保険(定期型)

会社の大切なことをまもる保険



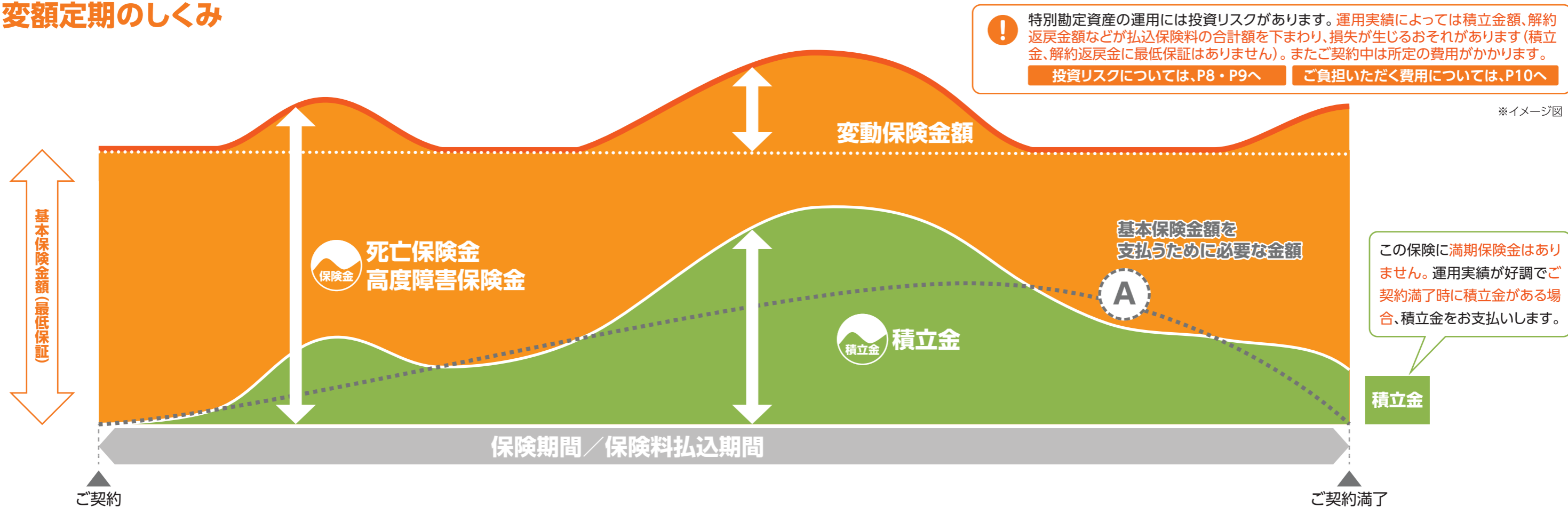
! この資料でご案内する商品は生命保険です。預金とは異なり、元本割れすることがあります。特別勘定の運用実績によっては損失が生じるおそれがあります。また、ご契約者に負担いただく費用がありますのでご注意ください。

動く! 話す! 解説動画付きの「デジタルパンフレット」

URL <https://nnlife.link/ult/2604/>



変額定期のしくみ



！ 特別勘定資産の運用には投資リスクがあります。運用実績によっては積立金額、解約返戻金額などが払込保険料の合計額を下まわり、損失が生じるおそれがあります(積立金、解約返戻金に最低保証はありません)。またご契約中は所定の費用がかかります。
 投資リスクについては、P8・P9へ ご負担いただく費用については、P10へ

※イメージ図

保険金のしくみを知る

運用実績に応じて、死亡・高度障害保険金額は毎日変動(増減)します。
 運用実績が好調で、積立金がAを上まわった場合は、変動保険金額がプラスとなり、基本保険金額と変動保険金額の合計額をお支払いします。なお、積立金がAを下まわった場合は、基本保険金額をお支払いします。

※変動保険金額は、各日末の積立金額とAとの差額と同額になります。

積立金のしくみを知る

運用実績に応じて、積立金額は毎日変動(増減)します。
 運用が好調でご契約満了時に積立金があれば、ご契約者に積立金をお支払いします。

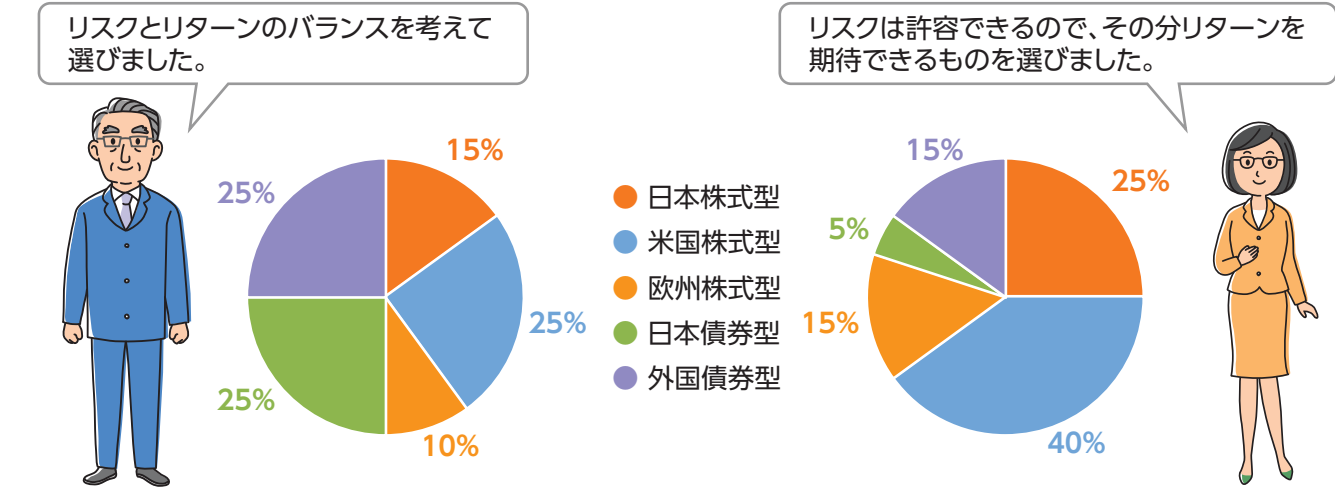
- ① 運用実績が好調で、ご契約満了時に積立金がある場合
- ② 運用実績が不調で、ご契約満了時に積立金がない場合

●この保険に満期保険金はありません。
 ●積立金は特別勘定の運用実績が好調な場合であっても、ご契約満了に近づくにつれて減少していきます。
 ●ご契約を解約された場合は、解約返戻金をお支払いします。解約返戻金額は、エヌエヌ生命が解約に必要な書類を受付けた日の翌営業日における積立金額をお支払いします。ただし、解約に必要な書類を受付けた日の翌営業日における保険料払込年月数が10年未満の場合、解約控除の額を積立金額から差し引いた金額をお支払いします。解約返戻金に最低保証はありません。また、ご契約を解約された場合、ご契約は消滅します。

※記載の図はイメージ図であり、将来の保険金額、積立金額などを保証するものではありません。
 ※保険金をお支払いしたときはご契約は消滅します。また、死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いしません。

●保険料の繰入比率の指定

お申込みにあたっては、保険料の繰入先・繰入比率を自由にお選びいただけます。6つの特別勘定から、1%単位で組み合わせ、合計が100%になるように指定してください。



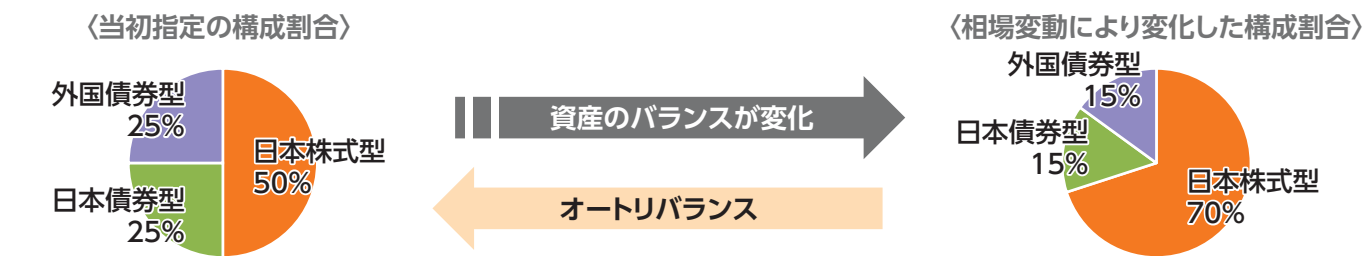
リスク診断シミュレーションツール「Riskpal リスクパル」で、ご契約者のリスク許容度にもとづいた推奨ポートフォリオをご確認いただけます。詳しくは、募集代理店にお問い合わせください。

※運用対象・運用方針の異なる複数の特別勘定の中から、ご契約者の判断で特別勘定をお選びください。特別勘定について詳しくはP8、9をご確認ください。
※繰入後の積立金額は各特別勘定の運用実績に応じて変動しますので、指定された繰入比率で各特別勘定の積立金の割合が保たれるわけではありません。

●積立金の移転

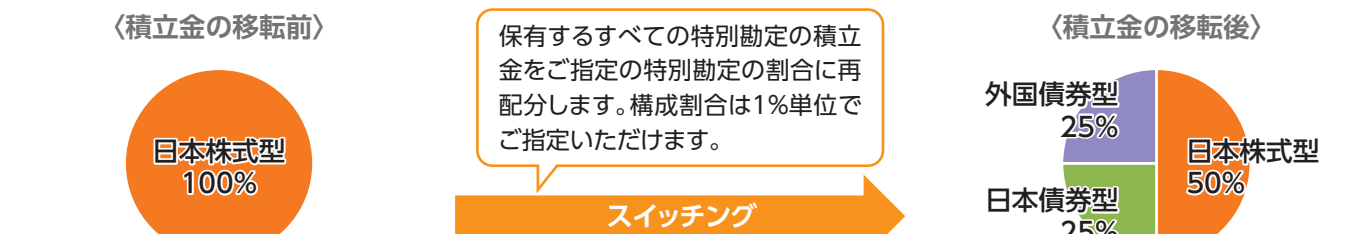
●オートリバランス（積立金の自動定期移転）

特別勘定の積立金の構成割合を保つために、定期的に積立金の移転を行うオートリバランス機能を設定できます。なお、オートリバランスの適用にはお手続きが必要です。



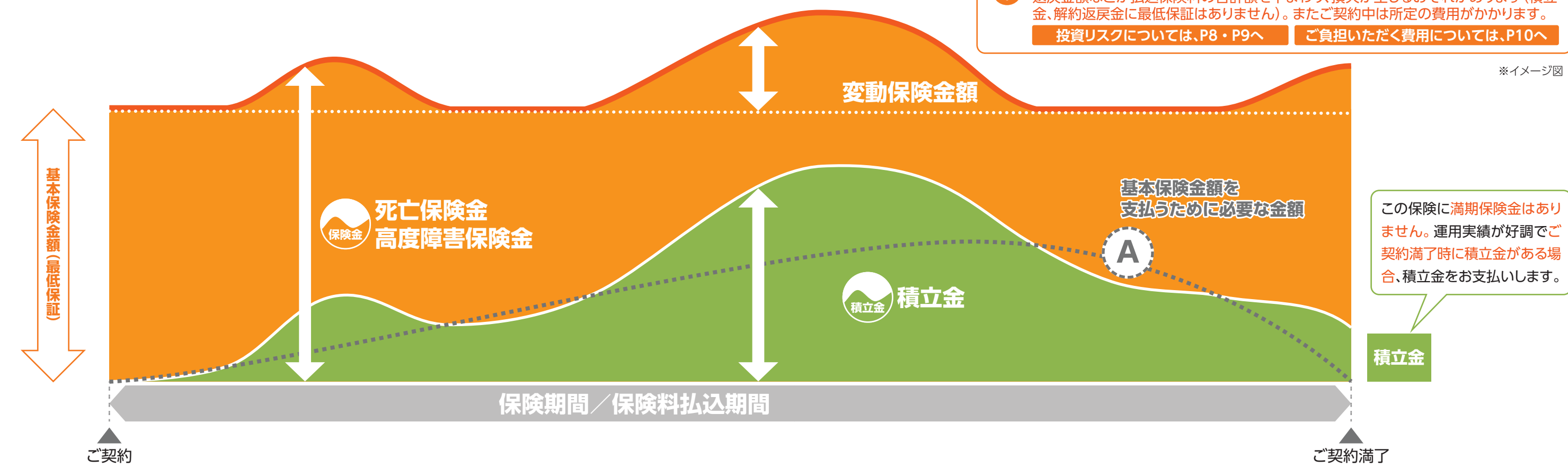
●スイッチング（お申出による積立金の移転）

特別勘定の積立金を、他の特別勘定に移転することができます。1年に12回を限度として、いつでも他の特別勘定へ移転できます。費用はかかりません。



※月単位のオートリバランスを指定した場合、初回は契約日の属する月の翌月末日に、2回目以降は月単位の契約当日の属する月の前月末日に積立金の移転を行います。また、年（半年）単位で指定した場合は、年（半年）単位の契約当日の属する月の前月末日に積立金の移転を行います。
※オートリバランスの前にスイッチングが行われた場合は、スイッチング後の積立金の構成割合でオートリバランスが行われます。
※スイッチングを行っても、保険料の特別勘定への繰入比率は変わりません。繰入比率の変更を行う場合は別途お手続きが必要です。
※積立金の移転のイメージは、特定の特別勘定を推奨するものではありません。

変額定期のしくみ

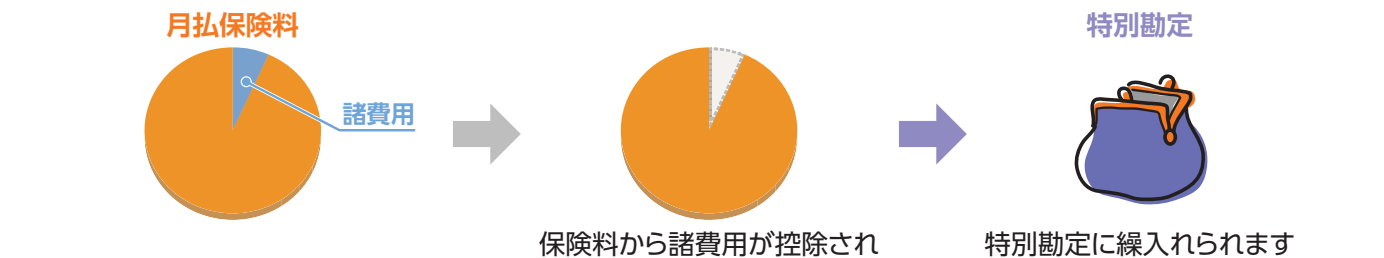


※記載の図はイメージ図であり、将来の保険金額、積立金額などを保証するものではありません。
※保険金をお支払いしたときはご契約は消滅します。また、死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いしません。

●保険料の特別勘定への繰入れ

払込保険料から、保険契約関係費用のうち保険契約の締結・維持などに必要な費用および保険料払込免除に関する費用を控除した金額が特別勘定に繰入れられます。

【月払の場合】
第1回保険料はご契約日に、第2回目以降の保険料は、月単位の契約当日に特別勘定に繰入れられます。



【年払・半年払の場合】
年払保険料もしくは半年払保険料を、充当する期間で分割し、第1回保険料は契約日および月単位の契約当日に特別勘定に繰入れられます。第2回目以降の保険料は、月単位の契約当日に繰入れられます。



●保険金のお支払事由などについて

お支払事由	お支払いする保険金	お支払額	
		運用が好調で積立金が上まわっている場合	運用が不調で積立金が下まわっている場合
死亡されたとき	死亡保険金	変動保険金額	基本保険金額
所定の高度障害状態になられたとき	高度障害保険金	基本保険金額	基本保険金額

※保険金をお支払いしたときは、ご契約は消滅します。また、死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いしません。

●保険料払込免除

不慮の事故により所定の身体障害状態に該当したときは、以後の保険料のお払込みが免除されます。

※払込免除事由については、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

参考 ご契約の推移

【ご契約例】
性別・年齢：男性・50歳 保険期間／保険料払込期間：100歳まで 基本保険金額：1億円
月払保険料(口座振替扱)：198,700円 (単位：円)

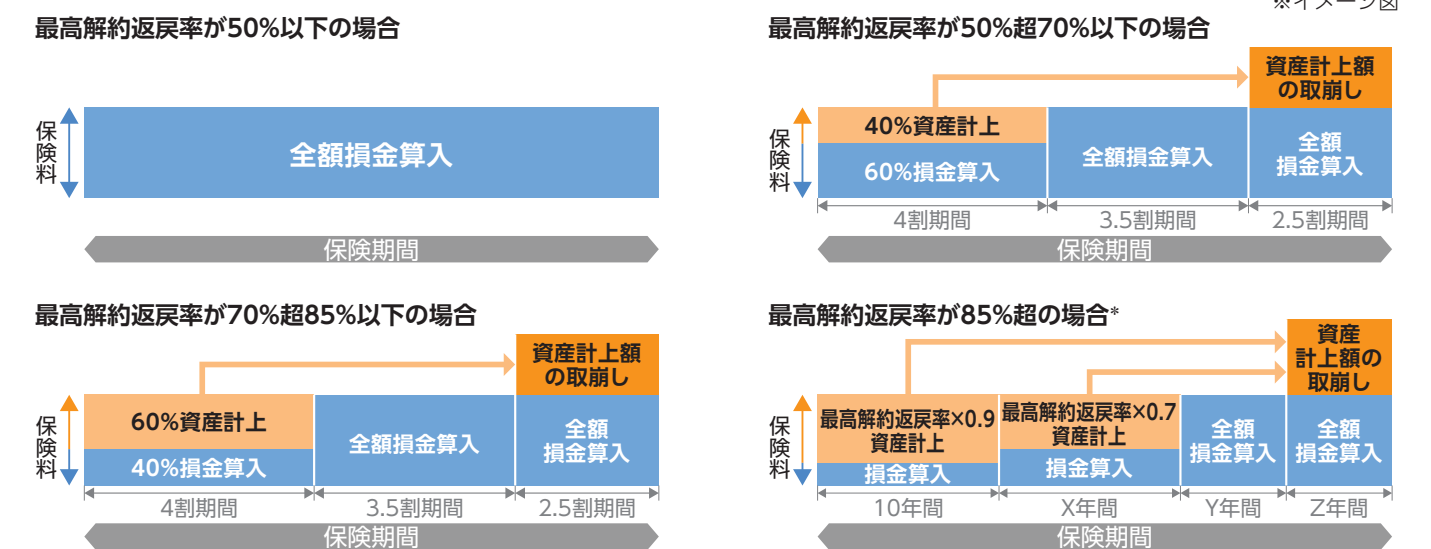
経過年数	年齢	保険料累計額	運用実績							
			-3.0%の場合		0.0%の場合		3.0%の場合		6.0%の場合	
			死亡・高度障害保険金額	解約時受取金額	死亡・高度障害保険金額	解約時受取金額	死亡・高度障害保険金額	解約時受取金額	死亡・高度障害保険金額	解約時受取金額
1年	51歳	2,384,400	10,000万	0	10,000万	0	10,000万	0	10,000万	0
10年	60歳	23,844,000	10,000万	13,010,662	10,000万	15,169,800	10,000万	17,736,948	10,198万	20,787,895
20年	70歳	47,688,000	10,000万	19,859,857	10,000万	27,184,900	10,000万	37,937,518	11,338万	53,812,716
30年	80歳	71,532,000	10,000万	19,775,352	10,000万	33,376,100	10,000万	58,457,339	14,250万	105,387,181
40年	90歳	95,376,000	10,000万	7,889,681	10,000万	26,041,300	10,000万	70,510,814	20,236万	179,881,490
50年	100歳	119,220,000	10,000万	0	10,000万	0	10,000万	0	30,814万	208,141,914

※保険金額は万円未満を切り捨てて表示しています。
※上記は年単位の契約応当日前日時点の数値です。

- この保険は、**保険金額、積立金額などが運用実績に応じて変動(増減)します。**上記の推移表は、例示の運用実績が保険期間を通じて一定に推移したものと仮定して計算しています。**将来のお支払額をお約束するものではありません。**
- 例示の各運用実績は、特別勘定にかかわるもので、保険料全体に対するものではありません。また、諸費用控除後の数値を表示しています。諸費用についてはP10をご確認ください。
- 運用実績(-3.0%、6.0%)は、**下限または上限を示すものではありません。**したがって、例示の運用実績を下まわる、もしくは上まわる場合があります。
- 例示の解約時受取金額は、解約控除の額を控除した金額を表示しています。

参考 税務のお取扱いについて(定期保険および第三分野保険) P12の注意事項を必ずご確認ください。

【ご契約形態】ご契約者：法人 被保険者：役員 保険金受取人：法人
●お申込みされるご契約ごとの最高解約返戻率に応じて、経理処理の方法は以下のように異なります。最高解約返戻率が50%超の場合、ご契約日から一定期間、イメージ図に記載の割合に応じて、保険料の一部を前払保険料として資産計上します。資産計上された前払保険料は、保険期間後半で按分して取崩します。(法人税基本通達9-3-5、9-3-5の2)



*資産計上期間は以下①～③のいずれかの期間となります。
① 契約日から最高解約返戻率となる最も遅い期間まで
② ①の期間経過後において「解約返戻金の増加分÷年換算保険料相当額」が7割超となる期間がある場合は、契約日からその期間の終わりまで
③ ①または②の期間が5年未満の場合は、5年間(保険期間が10年未満の場合は、保険期間の1/2期間)
また、資産計上額の取崩期間は、解約返戻金額が最も高い金額となる期間(上記③に該当する場合は③の期間)経過後から契約満了までとなります。
●保険金などを受け取った場合、それまで資産として計上された額を取崩し、その差額を雑収入(もしくは雑損失)として、益金(もしくは損金)に算入します。
●この商品は、特別勘定の運用実績が3.0%で、保険期間を通じて一定に推移したものと仮定して算出した最高解約返戻率を用いて、経理処理の計算を行います。

特別勘定について

日本株式型 (UL1)

特別勘定の運用方針	利用する投資信託		
	主な投資対象とする投資信託	運用会社	運用関係費用 (年率)
主に日本株式に投資し、特別勘定資産の中長期的な成長を目指します。	国内株式インデックス・ファンドVA (適格機関投資家専用)	ブラックロック・ジャパン株式会社	0.0605%

米国株式型 (UL1)

特別勘定の運用方針	利用する投資信託		
	主な投資対象とする投資信託	運用会社	運用関係費用 (年率)
主に米国株式に投資し、特別勘定資産の中長期的な成長を目指します。原則、対円で為替ヘッジを行いません。	北米エンハンスド・インデックス・サステナブル株式ファンドVA (適格機関投資家専用)	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社	0.323% 程度

欧州株式型 (UL1)

特別勘定の運用方針	利用する投資信託		
	主な投資対象とする投資信託	運用会社	運用関係費用 (年率)
主に欧州株式に投資し、特別勘定資産の中長期的な成長を目指します。原則、対円で為替ヘッジを行いません。	ユーロ主要50銘柄ESG株式ファンドVA (適格機関投資家専用)	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社	0.2705% 程度

日本債券型 (UL1)

特別勘定の運用方針	利用する投資信託		
	主な投資対象とする投資信託	運用会社	運用関係費用 (年率)
主に円建て公社債等に投資し、特別勘定資産の中長期的な成長を目指します。	日本債券ファンドVA2 (適格機関投資家専用)	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社	0.154%

外国債券型 (UL1)

特別勘定の運用方針	利用する投資信託		
	主な投資対象とする投資信託	運用会社	運用関係費用 (年率)
主に投資適格級の世界の主要先進国債券に投資し、特別勘定資産の中長期的な成長を目指します。原則、対円で為替ヘッジを行いません。	外国債券インデックス・ファンドVA (適格機関投資家専用)	ブラックロック・ジャパン株式会社	0.0825%

マネー型 (UL1)*

特別勘定の運用方針	利用する投資信託		
	主な投資対象とする投資信託	運用会社	運用関係費用 (年率)
主に円建て短期公社債や円建て短期金融商品に投資し、特別勘定資産の安定的な収益の確保を目指します。	特に定めません (本特別勘定は主な投資対象とする投資信託は定めません)	エヌエヌ生命保険株式会社	最大0.22%

* マーケットの先行きが読みにくい局面で資金を一時的に退避させる目的でご利用いただけます。諸費用の控除などにより積立金が減少することがありますので、ご注意ください。

※ 運用関係費用とは、利用する投資信託にかかわる費用で、投資信託ごとに定められています。

※ その他ご契約者に負担いただく費用として、信託事務に関する諸費用、信託財産留保額、有価証券の売買委託手数料および消費税などの税金などがかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は投資信託の純資産総額から控除されます。したがって、ご契約者はこれらの費用を間接的に負担することになります。

※ 運用関係費用は、投資対象となる投資信託の変更、運用手法の変更、運用資産額の変動、消費税率の変更などにより将来変更される可能性があります。

※ 運用関係費用は、利用する投資信託に消費税などがかかる場合、それらを含む総額を表示しています。

※ 特別勘定は、各種支払いなどにそなえ、一定の現金、預金などを保有することがあります。

※ 特別勘定の種類、運用方針、主な投資対象などは将来変更される場合があります。

！ 投資リスクについてご確認ください。

- この保険は、保険金額、積立金額などが運用実績に応じて変動(増減)するしくみの変額保険です。
- 特別勘定資産の運用には、投資リスクがあります。投資リスクには、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、流動性リスク、信用リスク、カントリー・リスク、資産配分リスクなどがあります。
そのため、株価や債券価格、為替などの変動により、積立金額、解約返戻金額などが払込保険料の合計額を下まわり、損失が生じるおそれがあります(積立金、解約返戻金に最低保証はありません)。
- これらの投資リスクはすべてご契約者に帰属し、特別勘定資産の運用実績がご契約者の期待どおりでなかった場合でも、エヌエヌ生命または第三者がご契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。
- ご契約者が積立金の移転(スイッチング)を行った際には、選択した特別勘定の種類によっては運用方針や投資リスクなどが異なることがありますのでご注意ください。
- 詳しくは「特別勘定のしおり」をご確認ください。

ご負担いただく費用について

※費用は将来変更される場合があります。

●保険契約関係費用

項目	控除する時期および費用など	
A	①保険契約の締結・維持および保険料の収納に必要な費用	特別勘定への繰入れの際、保険料から控除します。
	②保険料払込免除に関する費用	特別勘定への繰入れの際、保険料に対して 0.20% を保険料から控除します。
B	③基本保険金額を最低保証するための費用	契約日および月単位の契約応当日に、積立金額から控除します。
	④死亡保障などに必要な費用(危険保険料)	契約日および月単位の契約応当日に、積立金額から控除します。
	⑤特別勘定運営費用	毎日その日の終わりに、積立金額に対して 年率0.10% を積立金額から控除します。

※保険契約関係費用(上表①・③・④)は、被保険者の年齢、性別などにより異なるため、具体的な金額や上限額を表示することができません。

【保険料から控除される費用】

保険料から費用Aが控除され、特別勘定に繰入れられます。



【積立金から控除される費用】

積立金から費用Bが控除されます。



●運用関係費用

特別勘定の投資対象となる投資信託の純資産総額から毎日控除します。

特別勘定名	年率	特別勘定名	年率
日本株式型(UL1)	0.0605%	日本債券型(UL1)	0.154%
米国株式型(UL1)	0.323%程度	外国債券型(UL1)	0.0825%
欧州株式型(UL1)	0.2705%程度	マネー型(UL1)	最大0.22%

※運用関係費用とは、利用する投資信託にかかわる費用で、投資信託ごとに定められています。

※その他ご契約者に負担いただく費用として、信託事務に関する諸費用、信託財産留保額、有価証券の売買委託手数料および消費税などの税金などがかかる場合がありますが、費用の発生前に金額や割合を確定することが困難なため表示することができません。また、これらの費用は投資信託の純資産総額から控除されます。したがって、ご契約者はこれらの費用を間接的に負担することになります。

※運用関係費用は、投資対象となる投資信託の変更、運用手法の変更、運用資産額の変動、消費税率の変更などにより将来変更される可能性があります。

※運用関係費用は、利用する投資信託に消費税などがかかる場合、それらを含む総額を表示しています。

●解約・基本保険金額を減額される際にご負担いただく費用

項目	控除する時期および費用など
解約控除	エヌエヌ生命が解約または減額に必要な書類を受付けた日*の翌営業日における保険料払込年月数が10年未満の場合、基本保険金額分(減額の場合は減額分)に対して保険料払込年月数により計算した額を、解約または減額に必要な書類を受付けた日の翌営業日における積立金額から控除します。

*書類を受付けた日とは、完備された必要な書類が到着した日をいいます。

※変動保険金額の減額時は解約控除はかかりません。

※解約控除は、保険料払込年月数(年払・半年払の場合は、特別勘定に繰入れた年月数)、契約年齢、保険期間などによって異なるため、具体的な金額を表示することができません。

※定額払済保険への変更、自動定額延長定期保険への変更の場合なども、保険料払込年月数が10年未満のときは、変更後のご契約に充当する解約返戻金などに解約控除がかかります。

●年金支払特約を付加された場合、年金受取時にご負担いただく費用

項目	控除する時期および費用など
年金管理費	毎年の年金支払日に、お支払いする年金額に対して、 1.0% を責任準備金から控除します。

運用実績などの情報提供と各種手続きについて

●インターネットサービス

マイページ https://www.nnlife.co.jp/customer_login

ご契約内容や特別勘定の運用状況をご確認いただけるほか、スイッチング(お申出による積立金の移転)などのお手続きができます。

サービス内容

- ご契約内容の照会
- 特別勘定の運用状況のご確認
- ユニットプライスのご確認
- スイッチング(お申出による積立金の移転)のお手続き*
- 保険料の繰入比率の変更のお手続き*
- オートリバランスの新規・変更・停止のお手続き*
- お知らせアラームの設定 など

*15時以降にお手続きが完了した場合は、エヌエヌ生命の規定により、エヌエヌ生命の翌営業日に受付けたものとしてお取扱いします。また、土・日・祝日および12/31~1/3に完了したお手続きは、翌営業日に受付けたものとしてお取扱いします。

※お知らせアラームは、ユニットプライスの上昇または下落により、事前に設定された値に到達するとメールにてお知らせをするサービスです。

エヌエヌ生命ホームページ <https://www.nnlife.co.jp>

各特別勘定におけるユニットプライスや月次運用報告書などをご確認いただけます。



●郵送

定期的にご契約内容および決算内容についてご契約者にお知らせします。

通知名	通知回数	通知内容
ご契約内容のお知らせ	年4回	ご契約内容 通知作成日における保障内容 積立金の推移 など
特別勘定運用報告書(通称：IPLレポート)	年4回	ユニットプライスの推移 特別勘定の運用方針
特別勘定決算のお知らせ	年1回	年度末特別勘定資産の内訳 特別勘定の運用概況

※各種お手続きも承ります。詳しくはエヌエヌ生命サービスセンターまでお問い合わせください。

●電話

エヌエヌ生命サービスセンター 0120-521-513

各種お問い合わせ、お手続きを承ります。



受付時間	お問い合わせ内容
9:00~17:00 (土・日・祝日および12/31~1/3を除く)	ご契約内容に関するお問い合わせ 積立金額や解約返戻金額のご照会 スイッチング(お申出による積立金の移転)のお手続き* など

*15時までにお手続きが完了した場合、エヌエヌ生命の翌営業日の翌日に移転いたします。お手続きが15時以降に完了した場合、翌々営業日の翌日に移転いたします。

※マイページのご利用には登録が必要です。

※インターネットサービスはメンテナンスなどによりご利用いただけないことがあります。

※サービスセンターでは、運用に関するご相談はお受けできません。

※こちらに記載の内容は、パンフレット作成日時点のものです。予告なく中止、変更する可能性がありますのであらかじめご了承ください。

●お取扱いについて

ご契約年齢	15歳～70歳
保険期間／保険料払込期間	85歳、90歳、95歳、100歳(歳満了のみ)
基本保険金額	500万円～9億円(単位：10万円)
契約日	責任開始の日の属する月の翌月1日
高額割引制度	基本保険金額が3,000万円以上～5,000万円未満で割引、5,000万円以上でさらに割引となります。 ※基本保険金額を変更した場合、変更後の基本保険金額に対して高額割引制度を適用します。
基本保険金額の減額	エヌエヌ生命の定める範囲で基本保険金額を減額することができます。基本保険金額が減額されたときは、積立金および変動保険金額も同じ割合で減額されたものとします。
変動保険金額の減額	特別勘定の運用実績が好調で、変動保険金額がプラスの場合、1年につき2回まで、変動保険金額のみを減額することができます。
クーリング・オフ (お申込みの撤回または ご契約の解除)	申込者またはご契約者は、保険契約の申込日またはお申込みの撤回等に関する事項を記載した「ご契約のしおり」の交付日もしくは第1回保険料充当金が着金した日のいずれか遅い日から、その日を含めて10日以内であれば、書面またはエヌエヌ生命ホームページでのお申し出により契約のお申込みの撤回または契約の解除をすることができます。

※基本保険金額、ご契約年齢により診査が必要です。
※上記お取扱いには、エヌエヌ生命所定の制限があります。

生命保険のお手続きやご契約に関する相談・照会・苦情について エヌエヌ生命サービスセンター 0120-521-513

【受付時間】 9:00～17:00
(土・日・祝日および12/31～1/3を除く)

法人・個人事業主がご契約者となる場合のご注意事項

- 商品パンフレット・設計書などの募集用資料では、参考として標準的な税務上の取扱いを記載しております。したがって、ご加入される法人・個人事業主によっては、記載した内容とは異なる経理処理が適用される場合がありますのでご注意ください。
- 商品パンフレット・設計書などの募集用資料に記載されている税務上の取扱いについては、資料作成時に施行中の税制を参照し、その税制が将来にわたって適用されることと仮定して記載しております。よって、将来的に税制の変更などにより、実際のお取扱いと記載されている内容が異なる場合がありますのでご注意ください。
- ご契約された保険商品について具体的に経理処理を行う場合は、税理士などの資格を持った専門家、または所轄税務署にご相談ください。エヌエヌ生命の募集人および社員に対して、税務に関するお問い合わせをいただいた場合には、ご説明時の税制に基づき、標準的な税務取扱いについてのみご説明いたします。
- ご検討・お申込みにあたっては「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を参照のうえ、税務のお取扱いについてご留意すべき事項をご確認ください。

ご検討・お申込みに際しましては、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を必ずご確認ください。

商品パンフレットに記載の内容は、資料作成時のものです。

この商品はエヌエヌ生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。したがって、預金保険機構ならびに投資者保護基金の対象ではありません。今回の保険募集業務が、お客さまと銀行などの他のお取引に対し影響が及ぶことはありません。

生命保険募集人について

変額保険商品は、生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し、エヌエヌ生命の変額保険販売資格の登録を受けた者のみが募集を行うことができます。

〈引受保険会社〉

〈募集代理店〉

エヌエヌ生命保険株式会社

〒150-6144 東京都渋谷区渋谷2-24-12
渋谷スクランブルスクエア44F
TEL.03-6892-1986
<https://www.nnlife.co.jp>